

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅲ. 所得税法

問1

以下の文章は収入金額及び必要経費の計算の通則を述べたものである。□A□から□H□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選択しなさい。（計16点）

(1) 収入金額

その年分の各種所得の金額の計算上□A□とすべき金額又は□B□に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において□C□とする。

(2) 必要経費

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、又は□D□の金額（一定のものを除く）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る□E□その他その総収入金額を得るため直接要した□F□の額及びその年における□G□その他これらの所得を生ずべき業務について生じた□F□の額（償却費以外の費用でその年において□H□の確定しないものを除く）とする。

- | | | |
|------------|----------|----------------|
| 1. 一時所得 | 2. 給与所得 | 3. 山林所得 |
| 4. 譲渡所得 | 5. 雑所得 | 6. 収入金額 |
| 7. 収入すべき金額 | 8. 総収入金額 | 9. 必要経費 |
| 10. 費用 | 11. 売上原価 | 12. 販売費及び一般管理費 |
| 13. 償却費 | 14. 価額 | 15. 債務 |

問2

次に掲げる資料により譲渡所得の金額が最も少なくなるように譲渡損益を計算し、解答欄に数値を入力しなさい。
(計8点)

資産の種類	取得日	譲渡日	取得価額	譲渡対価	譲渡費用
家屋（居住用）	平成18年3月1日	令和6年10月31日	6,000,000円(注)	7,000,000円	330,000円
上記家屋の敷地	昭和59年3月1日	令和6年10月31日	1,500,000円	40,000,000円	500,000円
骨とう品	昭和55年5月5日	令和6年8月20日	不明	800,000円	210,000円

(注) 取得価額から減価の額を控除した後の取得費は4,461,000円である。

(単位：円)

<p>総合長期（骨とう品） (注) $800,000 - (\text{A} + 210,000) = \text{ }$ (注) $800,000 \times \text{B} \% = \text{A}$</p> <p>分離長期 (1) 家屋 $7,000,000 - (\text{C} + 330,000) = \text{ }$ (2) 敷地 $40,000,000 - (\text{D} + 500,000) = \text{ }$ (3) (1)+(2) = </p>
--

問3

次に掲げるものを譲渡費用に該当するものと、該当しないものに区分しなさい。該当するものには○を、該当しないものには×を選択しなさい。(計5点)

- (1) 譲渡に際して支出した仲介手数料
- (2) 譲渡資産に関して支払った固定資産税
- (3) アパートの譲渡に際して支払った借家人への立退料
- (4) すでに売買契約を締結していた土地を、さらに有利な条件で他に譲渡するため、その売買契約を解除したことに伴って支払った違約金
- (5) 譲渡に際して支出した登記費用

問4

次の資料に基づき居住者甲（63歳）の本年分の課税所得金額を計算し、解答欄に数値を入力しなさい。（計20点）

- (1) 甲は以前より青色申告者として物品販売業を営んでおり、一切の取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録している。また、貸借対照表及び損益計算書を作成した上で、電子申告により申告している。
- (2) 本年分の事業所得の金額13,000,000円（青色申告特別控除額控除後の金額）、不動産所得の金額△1,000,000円（土地等の取得に係る負債利子はない。）である。
- (3) 社会保険料 987,500円
- (4) 小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金 300,000円
- (5) 本年中に支払った保険料は次のとおりである。

なお、旧生命保険契約等、新生命保険契約等及び新個人年金保険契約等の保険料は生命保険料控除の対象となるものである。また、火災保険に係る損害保険契約（保険期間1年）は、本年中に契約されたものであり、地震保険が付帯されている。

旧生命保険契約等	45,000円	受取人長女
新生命保険契約等	50,000円	受取人長男 同一生計ではない
新個人年金保険契約等	100,000円	受取人本人
火災保険	40,000円	うち地震保険料 15,000円

- (6) 地方公共団体へのふるさと納税 100,000円
- (7) 本年12月31日現在、甲と同居を常況とし、生計を一にする者は次のとおりである。
 - 妻（65歳）…所得なし
 - 子（22歳）…大学生 所得なし。
 - 孫（7歳）…小学生

<次ページへ続く>

<問4の続き>

Ⅱ. 課税標準の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
総所得金額	A	損益通算 $\square + \square = A$

Ⅲ. 所得控除額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
社会保険料控除	987,500	
小規模企業共済等掛金控除	300,000	
生命保険料控除	\square	(1) 一般分 ① 新契約 $50,000 \times \square + 20,000 = \square$ ② 旧契約 $45,000 \times \square + 12,500 = \square$ ③ ①+② = $\square > B \therefore \square$ (2) 個人分 $100,000 > 80,000 \therefore C$ (3) (1)+(2) = \square
地震保険料控除	15,000	
寄附金控除	\square	$\square - D = \square$ (注) $A \times E \% > 100,000 \therefore \square$
配偶者控除	F	
扶養控除	G	
基礎控除	H	$A \leq \square$
合計	I	

Ⅳ. 課税所得金額の計

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
課税総所得金額	J	$A - \square = J (\square)$

問5

以下の文章は源泉徴収に係る所得税の納期の特例について述べたものである。□A□から□F□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選択しなさい。(計12点)

源泉徴収義務者は、給与等の支払を受ける者が常時□A□未満である事務所等につき、その所在地の所轄税務署長の□B□を受けた場合には、1月から6月までの期間に支払った給与等の徴収税額については□C□まで、7月から12月までの期間に支払った給与等の徴収税額については翌年□D□までに国に納付することができる。

給与等の支払を受ける者が常時□A□以上となった源泉徴収義務者が「納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうち、その提出日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その「□E□」の属する月の「□F□」までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、毎月「□F□」までに納付することとなる。

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 1. 1月10日 | 2. 1月20日 | 3. 2月10日 | 4. 2月20日 | 5. 7月10日 |
| 6. 7月20日 | 7. 12月10日 | 8. 12月20日 | 9. 承認 | 10. 却下 |
| 11. 申請 | 12. 届出 | 13. 10人 | 14. 50人 | 15. 20人 |
| 16. 30人 | 17. 翌月10日 | 18. 翌月末日 | 19. 提出日 | |

問6

次に掲げる資料に基づき、居住者甲（51歳）の令和6年（以下「本年」という）分の課税標準額を、甲にとって最も有利になるように計算しなさい。なお、、、、は解答欄より選択し、それ以外は解答欄に直接数値を入力しなさい。（計39点）

〈資料Ⅰ〉 給与等に関する事項

甲は従業員として平成6年2月1日からA社に入社しており、甲が本年中にA社から支給を受けた給与等の明細は次のとおりである。

なお、甲は本年10月31日をもってA社を退職している。

- (1) 基本給 9,659,000円
- (2) 住宅手当 240,000円
- (3) 賞与 2,400,000円
- (4) 通勤手当 265,000円

月額26,500円であり、自宅より勤務地までマイカーにより通勤している。なお、通勤距離は片道38kmである。

- (5) 出張手当 300,000円

職務遂行のため旅費としてA社から支給されたものであり、通常必要であると認められるものである。

- (6) 非課税とされる通勤手当（抄）

自転車や自動車など を利用している人	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	18,700円

〈資料Ⅱ〉 退職金に関する事項

甲はA社から21,000,000円の退職金を支給されている。

〈資料Ⅲ〉 不動産の貸付けに関する事項

甲は、以前から不動産の貸付け（事業的規模）を行っている。

なお、甲は、青色申告書を提出することにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受けており、すべての業務につき帳簿書類を備え付けて正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づき貸借対照表及び損益計算書を作成し、電子申告により申告を行っている。

また、甲は不動産の貸付けにつき、前受未収の経理を行っており、甲が作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書					
自令和6年1月1日			至令和6年12月31日		
（単位：円）					
諸	経	費	400,000	土地地代収入	1,200,000
減	価	却	4,250,000	マンション家賃収入	7,000,000
本	年	利	6,550,000	権利金・敷金収入	3,000,000
合	計		11,200,000	合 計	11,200,000

＜次ページへ続く＞

<問6の続き>

(付記事項)

1. 土地地代収入は、本年において支払を受けた金額である。

土地は以前から貸付けを行っているものであり、本年10月31日をもって契約が終了している。契約では、地代は月額200,000円であり、5月分から10月分の地代を4月末日に、11月分から4月分の地代を10月末日にまとめて受取る契約となっている。

2. マンション家賃収入は、本年において支払を受けた金額である。

マンション(10室)は、本年7月1日から貸付けを行ったものであり、貸付開始時から本年末日まで全室貸付けの用に供されている。契約では、1室当たりの家賃は月額100,000円であり、当月分の家賃を前月末日に受取る契約となっている。

3. 権利金・敷金収入は、本年においてマンションの賃借人から支払を受けた金額である。

契約では、マンションの貸付期間は2年とし、権利金として家賃の1カ月分を、敷金として家賃の2カ月分を、契約を更新する場合には更新料として家賃の1カ月分を受取る契約となっている。

なお、敷金については、30%を償却金とし、残額は賃貸借契約終了後に返還(中途解約の場合も同じ。)することとされている。

4. 諸経費及び減価償却費は、本年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に計上すべき金額として適正額である。

<資料Ⅳ> 資産の譲渡に関する事項

甲は本年において下記に掲げる資産を譲渡している。

資産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	譲渡費用
絵画	平成12年5月	令和6年2月	1,000,000円	320,000円	100,000円

<資料Ⅴ> 親族に関する資料

甲は長男(21歳・所得なし)を扶養しており、所得金額調整控除を受けるための要件を満たしている。

<次ページへ続く>

<問6の続き>

I. 各種所得の金額の算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
給与所得	<input type="text"/>	(1) 収入金額 $9,659,000 + \text{ } + \text{ } + (\text{A} - \text{B}) \times \text{ } \text{月} = \text{ }$ (注) C は非課税 (2) 給与所得控除額 $\text{ } > \text{D} \therefore \text{E}$ (3) $(1) - (2) = \text{ }$
退職所得	<input type="text"/>	(1) 収入金額 21,000,000 (2) 退職所得控除額 平成6年2月1日～令和6年10月31日… $\text{ } \text{年} \text{ } \text{月} \rightarrow \text{F} \text{年}$ $8,000,000 + \text{G} \times (\text{F} \text{年} - \text{H} \text{年}) = \text{ }$ (3) $\{(1) - (2)\} \times \text{I} = \text{ }$
不動産所得	<input type="text"/>	(1) 総収入金額 () ① 土地地代収入 $200,000 \times \text{J} \text{月} = \text{ }$ ② マンション家賃収入 $100,000 \times 10 \text{室} \times \text{ } \text{月} = \text{ }$ ③ 権利金収入 $\text{ } \times \text{ } \text{月} \times 10 \text{室} = \text{ }$ ④ 敷金収入 $\text{ } \times \text{ } \text{月} \times \text{K} \% \times \text{ } \text{室} = \text{ }$ (2) 必要経費 () ① 諸経費 ② 減価償却費 (3) 青色申告特別控除額 $\{(1) - (2)\} > \text{L} \therefore \text{ }$ (4) $(1) - (2) - (3) = \text{ }$
譲渡所得 総合 M	<input type="text"/>	総合 (1) 譲渡損益 総合 M (絵画) $\text{ } - (\text{ } + \text{ }) = \text{ }$ (2) 特別控除 $\text{ } - \text{N} = \text{ }$

II. 課税標準の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
総所得金額	<input type="text"/>	(1) 所得金額調整控除 (注) $(\text{ } - \text{O}) \times \text{P} \% = \text{Q}$ (注) $\text{ } > \text{R} \therefore \text{ }$ ② $\text{ } - \text{ } = \text{ }$
退職所得金額	<input type="text"/>	(2) $\text{ } + \text{ } + \text{ } \times \text{S}$ $= \text{ }$
合計	T	

※解答欄の選択肢は省略しています

【令和6年度巡回監査士補試験】 所得税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	6. 収入金額
第1問	B	8. 総収入金額
第1問	C	7. 収入すべき金額
第1問	D	5. 雑所得
第1問	E	11. 売上原価
第1問	F	10. 費用
第1問	G	12. 販売費及び一般管理費
第1問	H	15. 債務
第2問	A	40,000
第2問	B	5
第2問	C	4,461,000
第2問	D	2,000,000
第3問	(1)	○
第3問	(2)	×
第3問	(3)	○
第3問	(4)	○
第3問	(5)	○
第4問	A	12,000,000
第4問	B	40,000
第4問	C	40,000
第4問	D	2,000
第4問	E	40
第4問	F	0
第4問	G	630,000
第4問	H	480,000
第4問	I	2,590,500
第4問	J	9,409,000
第5問	A	13. 10人
第5問	B	9. 承認
第5問	C	5. 7月10日
第5問	D	2. 1月20日
第5問	E	19. 提出日
第5問	F	17. 翌月10日
第6問	A	26,500
第6問	B	24,400
第6問	C	出張手当
第6問	D	8,500,000
第6問	E	1,950,000
第6問	F	31
第6問	G	700,000
第6問	H	20
第6問	I	1/2
第6問	J	10
第6問	K	30
第6問	L	650,000
第6問	M	長期
第6問	N	500,000
第6問	O	8,500,000
第6問	P	10
第6問	Q	150,000
第6問	R	10,000,000
第6問	S	1/2
第6問	T	17,210,000